

湯沢市議会議会改革推進会議要綱

令和4年3月24日

議会訓令第3号

改正 令和5年8月24日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、湯沢市議会基本条例（平成25年湯沢市条例第19号）第11条第2項及び湯沢市議会会議規則（平成17年湯沢市議会規則第1号）第166条第1項に規定する議会改革推進会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 議会改革推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会改革の推進に関すること。
- (2) 政策立案及び政策提言に係る協議検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会改革推進会議が必要と認める事項に関すること。

(会議の種類)

第3条 議会改革推進会議の種類は、次のとおりとする。

- (1) 全体会
- (2) 分科会
- (3) 政策検討会

(全体会)

第4条 全体会は、議員全員で組織し、その任期は議員の任期とする。

- 2 議長は、全体会を主宰し、会務を総理する。
- 3 副議長は、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 分科会は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる議員をもって組織し、その任期は、常任委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- (1) 議会運営分科会 議会運営委員会に所属する議員
- (2) 総務財政分科会 総務財政常任委員会に所属する議員
- (3) 教育民生分科会 教育民生常任委員会に所属する議員
- (4) 産業建設分科会 産業建設常任委員会に所属する議員

- 2 分科会に委員長及び副委員長を置き、委員長は各委員会の委員長を、副委員長は各委員会の副委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、分科会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(政策検討会)

第6条 政策検討会は、次に掲げる者をもって組織し、各常任委員会から選出された議員の任期は、常任委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。また、全体会で選任された議員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(1) 総務財政常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会から選出された議員 各2名

(2) その他の議員から募集し、全体会で選任された議員 若干名

- 2 政策検討会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、政策検討会において互選する。
- 4 会長は、政策検討会を主宰する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(提案)

第7条 議員又は常任委員会は、議会改革推進会議で議題にしようとする案件があるときは、議会改革推進会議議題提案書(別記様式。以下「提案書」という。)を議長に提出するものとする。

(選定)

第8条 議会改革推進会議で協議する政策テーマ等は、議長に提出された湯沢市議会意見交換会実施要綱(令和4年湯沢市議会訓令第2号)第3条に規定する意見交換会実施報告書(以下「報告書」という。)及び提案書から、政策検討会で選定するものとする。

(全体会の運営)

第9条 全体会は、議長が招集する。

- 2 全体会は、政策検討会から提案された政策テーマ等を審議するとともに、担当分科会を決定するものとする。

- 3 全体会は、分科会から提案された政策等原案を審議するものとする。
- 4 前条及び前2項の規定にかかわらず、常任委員会から提出された提案書については、全体会で審議するものとする。
- 5 全体会の議事は、共通理解と合意形成により、全会一致をもって決定するものとする。
- 6 議長が必要と認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 前項の規定により出席した議員以外の者は、議長の許可を得て発言することができる。
- 8 全体会は、分科会及び政策検討会の討議内容について、分科会の委員長及び政策検討会の会長から適宜報告を受けるものとする。

(分科会の運営)

第10条 分科会は、委員長が招集する。

- 2 分科会は、全体会で選定された政策テーマ等に関する調査研究を行い、政策等の原案を作成するとともに、経過並びにそれらの成果を全体会に報告するものとする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、分科会委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 前項の規定により出席した分科会委員以外の者は、委員長の許可を得て発言することができる。

(政策検討会の運営)

第11条 政策検討会は、会長が招集する。ただし、初回の政策検討会は、議長が招集するものとする。

- 2 政策検討会は、選定した政策テーマ等の提案理由、資料等を添えて全体会へ提案するものとする。
- 3 政策検討会が必要と認めるときは、政策検討会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 前項の規定により出席した政策検討会員以外の者は、会長の許可を得て発言することができる。

(会議の公開)

第12条 議会改革推進会議の会議（以下「会議」という。）は、これを公開する。

ただし、全体会の議長、分科会の委員長及び政策検討会の会長は、必要があると

認めるときは、会議に諮ってこれを非公開とすることができる。

(記録)

第13条 議長は、職員に議会改革推進会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製させるものとする。

(その他)

第14条 この訓令に定めるもののほか、議会改革推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月24日議会訓令第1号)

この訓令は、令和5年8月24日から施行する。